

ヨーロッパにおける言語と歴史

Research on Languages and History in Modern Europe

割田聖史

Satoshi WARITA

本研究の目的

本研究は、近現代ヨーロッパにおける帝国・国民国家において「辺境」と位置付けられる地域における言語とその諸関係について歴史的に検討を加えることを目的とする。

本研究が焦点を当てる「辺境」は、支配の諸関係において、「中心」に対して、政治・経済・社会・文化・言語といった諸側面で大きな変容を強いられる地域・社会を意味している。なお、この「辺境」という概念は、「中心」からの物理的距離によって特徴付けられるのではなく、「中心」からの「格差」を通じて「辺境」として位置付けられるものである。

近代ヨーロッパは、国民国家が形成・完成された時期とされる。国民国家の成立は、国家内における単一の言語のヘゲモニーを確立したといえるが、現実には、国家内には複数の言語が存在し続けた。本研究は、この歴史的背景を探ることが目的となる。

本研究の研究メンバーは、平田雅博名誉教授と割田の2人である。本研究では、具体的な対象として、19世紀のドイツ帝国の一部であるプロイセン領ポーランドおよびイギリス国民国家内のウェールズ、イギリス帝国内のアフリカに焦点を当てる。

本研究プロジェクトの実施状況

本プロジェクトでは、国内における資料調査と数回の研究会の開催を予定していた。しかし、COVID-19の感染拡大と行動制限により、これらの計画の実施が困難となった。そのため、プロジェクトは文献の収集を中心に行った。また、対面による研究会は研究期間中には2020年12月21日に実施し、それ以外にはWebexやメールでの打ち合わせを行った。

研究内容紹介

本プロジェクトにおいて、平田および割田が行った研究の概要は以下の通りである。これらの内容は今後論文として公表される予定である。

平田雅博「英語帝国主義の歴史的研究」

当研究課題の分担者の平田雅博は、『第二言語としての英語教育をめぐるコモンウェルス会議報告書』（1961年に、東アフリカのウガンダのマケレレ大学カレッジで開催され、23のコモンウェルス諸国の代表が出席した会議（マケレレ会議）の報告書で開催名を取って『マケレレ報告書』と呼ばれるので以下、当会議をマケレレ会議、当報告書を『マケレレ報告書』とする）を再検討した。この文書は、ロバート・フィリップソン『言語帝国主義』（Robert Phillipson, *Linguistic Imperialism*, Oxford University Press, 1992. 邦訳『言語帝国主義——英語支配と英語教育』、平田雅博・信澤淳・原聖・浜井祐三子・細川道久・石部尚登訳、三元社、2013年）で「英語帝国主義」を立証するために用いられた多くの証拠や素材（時代順に発行された多くの類似の報告書、英語教育（English Language Teaching: ELT）に携わった専門家へのインタビュー）の中でも、中心的な位置を占めるものの一つである。マケレレ会議は、ポスト植民地期直後における英語教育への援助を統括する原則を明確化するのに決定的な役割を果たしたのであり、ELTの拡大時期の「もっとも重要な画期点にちがいない」とも言われている。これらが『マケレレ報告書』に注目する理由となる。

フィリップソンによると、英語帝国主義が作られた二つの要因は、英語自体に関する五つの信条への固執、および中心と周辺からなるコモンウェルス全体としての構造が背景にあったことであった。しかもこの二つは「重なりあって」いた。『マケレレ報告書』を再読する方針とするのは、この五つの信条が報告書に沿ったものかどうかであり、ついでそれを踏まえた「構造」の問題となる。

マケレレ会議で承認された五つにわたる信条とは以下の通りである。①英語は英語で教えるのがもっともよい。②理想的な英語教師は母語話者である。③英語の開始時期は早いにこしたことはない。④英語に接する時間は長いにこしたことはない。⑤英語以外の言語の使用は英語の水準を低下させる。これらは、フィリップソンが『マケレレ報告書』の中に読み取った信条であり、報告書の中で体系的に記されているわけではないが、報告書で明確に述べられている多くの方法論の原則の根底にある。歴史的には、移民に支配言語を教えるために取り入れられたもので、中心英語使用諸国でも大きな影響力を有した。そうした信条は、マケ

レレ会議に集められた世界中での草の根的な ELT の教育経験から抽出された前理論的なものである。過去において ELT の業界で広く受け入れられていた信念であるが、今回マケレレ会議でお墨付きが与えられることで、今後は周辺英語諸国での ELT の援助活動の性質や内容に決定的な影響を及ぼすものであり、ELT の活動を支えることになる原則にもなる、というものである。

しかし、五つの信条のうち④「英語に接する時間は長いにこしたことはない」の信条は、『マケレレ報告書』で明示されてはならず、③「英語の開始時期は早いにこしたことはない」の信条の補充として間接的に支持されているにすぎない。⑤「英語以外の言語の使用は英語の水準を低下させる」の信条の「水準の低下」論は別の潮流、すなわちかつての保護領期から目下の植民地独立期（1961 年あたり）にかけての思想から持ちこまれた「変化形」である。②「理想的な英語教師は母語話者である」の信条もこれに直接的に対応する文言は報告書には見られない。その代わりに見られるのは、母語話者の発音を理想とする「英語の発音」指導についての記述であった。母語話者の教師は、学習者にとって最良の目標であると同時に最良の規範でもあるが、圧倒的に数が少なかった。そこで、限られた数の母語話者を教師養成の職に就かせることで最大の効果を得るというのがこのマケレレ会議の最大のテーマの一つとなった。現実には圧倒的多数の非母語話者の教員がこれまたほぼ百パーセントが多様な母語を話す生徒に教えており、そうした現実から見ると、非母語話者の教師にとって母語話者の発音等の言語能力を手本＝理想とすることが「理想的な英語教師は母語話者である」との信条につながった。

①「英語は英語で教えるのがもっともよい」との信条は、「単一言語使用」の信条とも言い換えられ、『マケレレ報告書』にはこれにそのまま対応する文言は見られず「暗示」されているにすぎない。またこの信条はマケレレ会議などよりかなり以前からあって、むしろこの会議の提言に間接的な根拠を与えた。また①の信条について、フィリップソンは報告書に内在する食い違いにも気付いている。「教材は子供たちが言語文化的に理解できる範囲にとどめるべきであると報告書では分別のある提案がなされていたが、報告書の作成者たちが英語以外の購読の奨励を念頭に置いていたとは思えない」と述べている箇所の「分別のある提案」があったにもかかわらず、現実にはそうはならなかったことである。

そこで報告書を再読してみると、そこには自己文化、ローカルな文化、地域拠点、母文化と多様な言葉を使いながら、子供を取り巻く自文化への配慮がうかがわれ、これらが

「分別のある提案」に該当すると思われる。他にも、いま実際に子供に提示されているものが彼の能力内にあることを確認すること、「子供自身の国の言語が彼の経験の幅を広げ続けられると考えられている場所では、彼の発達段階の遅くまで英語を教授言語として導入する必要性はない」こと、「子供の伝統的な環境となるべく近接した関係を維持するための科目の価値」を考えれば、「歴史のような科目は、高学年になるまで母語で教えた方がよいか

も知れない」ことを「配慮がなされるべき」としていることは注目されてもよいであろう。こうした、けっしてかたくな「単一言語使用」主義でもなく、現地語をいっさい排除する姿勢にはなってもいない箇所も存在するのである。

③の信条「英語学習の開始は早いにこしたことはない」は、マケレレ会議の報告書に明確に記されている唯一の信条である。すなわち、会議で採択された16の勧告の一つにあり、「英語が第二言語として認められている国々では、その学習は実際に英語を話し言葉として直接用いることを通して行われるべきであり・・・できるだけ早く開始されなければならない」との明確な結論が導かれている。

③はフィリップソンがもっと頁数を割いて論じた信条であるが、そうであるがために「複雑さ」も見られ、問題とすべき点もある。その具体例は、一般言語学での、英語との比較材料を提供するための英語以外の言語分野のさらなる研究、翻訳の言語学的理論、書記システムの言語学的分析が提案され、同様に応用言語学での、英語と他の言語とを比較対照して分析する方法（二言語の比較を助ける全段階での試験解答の誤りの使用、および教室での比較対照的分析の使用）の研究などが挙げられているにもかかわらず、実際には反映されなかったことである。

他にも、報告書には、多言語状況の類型論、第二言語を教授言語とした場合の心理的効果（ここでは、実践的な二言語使用の観点からする学習者とコミュニティの需要と要求の調査、教育過程における同時的かつ連続的な二言語使用のメリットとデメリットの研究が挙げられ、科目や学習言語として英語を導入する年齢、英語で教えられるべき科目、現地語で教えられるべき科目、英語を教授言語とすることが英語以外の科目での生徒の落第率に及ぼす影響）、現地文化との関係から見た読本教材の適切性の検証、第二言語での読書が第一言語での読書に与える影響など多様な研究課題を挙げている。ここにはたしかに「多くの多言語共同体にまつわる主題」に満ちているために、これらは報告書作成者が英語以外の言語の意義を認めている証しである。この証しに照らせば、フィリップソンが言う「英語が早い時期に導入されるのであれば、最初からそれを導入」せよ、とか「植民地時代よりもはるかに積極的に英語帝国主義が追及されて」いたとの「植民地期の言語差別主義的な政策をさらに推し進めた」ような政策との「矛盾」は明らかである。

ただし、矛盾は指摘するものの、これらのうち、フィリップソンが採り上げたのは「心理と社会」の項目のもとに掲げられた一部であり、その他に敢えて触れなかったのはなぜかとの疑問は残る。とりわけ二言語使用関連の諸研究課題や現地語と英語の比較研究の諸課題、中でも「翻訳」には一言も言及していない。この翻訳については「語彙指導は実物説明を通じてなされるべきである。その意味が完全にかつ正確に理解されているかどうかを確かめるのに母語でのきわめて短い説明で十分な場合は、このような説明が可能である。この種の「翻訳」は高学年の生徒にとくに有効かも知れない」と「語彙指導」の際に出てきている。ここ

は、教師が母語を使えるのは子供が語彙の意味を本当に理解しているかどうかに限られた、とフィリップソンが解釈したところでもあるが、その直後の「翻訳」と絡めて読んでみると、翻訳という英語と母語を同列視することによって母語の自立性を認めて否定しない姿勢にも通じていることが読み取れよう。子供たちの「総合的な言語発達」は「顧みられなかった」と断じるが、翻訳は「高学年の生徒」には有効との文言は、なにがしかの「総合的な言語発達」への配慮がうかがわれる。

英語の攻勢を前にしては現地文化、現地諸語の徹底的な否定、現地諸語を前提にした母語と英語の二言語使用ないし多言語使用の研究は当初から想定されてはいないとの論調、これらがこの報告書全体を貫いているというのが、フィリップソンの読み込みだとしたら、それにはそぐわない現地文化の研究も織り込んだ箇所もたしかに存在していた。

以上での英語教育に関する五つの信条の検討を踏まえて、「英語帝国主義が実際に存在」していたかどうかに関わる、もう一つの論点である「特定の構造」に移る。「構造的に見れば、マケレレ会議の勧告は、中心の専門知識を築き上げるための根拠を強化する役割を果たし、中心の国家間行為者のために周辺で「援助」の職を確保した」とフィリップソンが述べる際の「中心」と「周辺」からなる全体の構造とは何か。ここでの「中心」とは「中核英語使用諸国」で、これにはイギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドが含まれる。「周辺」とは「周辺英語諸国」で、「中核英語使用諸国」の言語である英語を植民地期に押しつけられ、この言語が成功裏に移植された結果、この言語の規範に従うしかなくなった「新興の脱植民地国家」群を指す。こうした「中心」と「周辺」からなる「構造」の中で、マケレレ会議の勧告は、中心は周辺に「教育制度」を中心としたいくつもの「前進拠点」を築いた。「中心の国家間行為者」と周辺＝「現地のエリート層」の関係は、この構造の中でさらに抜き差しならないものとなる。

会議で採択された16の勧告の全体を確認しておくと、16の勧告は二つのグループに分かれ、一つは「この学問分野[第二言語としての英語]における新たな出発、ないし強調点の変化を意味する勧告」で、もう一つは「この新たな状況の需要に応える組織の変更を提案する勧告」である。前者の英語に関する勧告は③の信条を含んだ三つほどにとどまり、圧倒的に多いのは後者の「組織の変更」に関わる勧告である。代表的な組織の提案としては、「第二言語としての英語に関する情報の収集と発信を任務とするコモンウェルス英語情報センター(Commonwealth English Language Information Centre:CELIC)」の設立、試験の見直しを経た「中央試験サービス」の設立、教科書教材やオーディオとビジュアルの補助教材、ラジオやテレビの活用、学校図書館の充実、各種の英語特別コース(専門職、理系、周辺の英語教師向けの)の設定などである。

このうち「中心と周辺の関係」を維持し深化させるために、上記のうちでもマケレレ会議の目玉となったものはCELICの設立提案である。これは、英語の使用、教育システムにお

ける英語の位置、第二言語としての英語のあらゆる側面についての実験研究や調査についての十分な情報の交換を通じて、コモンウェルス諸国の教育に関わる政府機関、大学、研究所が連携を深めることを目的とした。

CELIC の提案は、そのあとすぐに、この勧告を受けたブリティッシュ・カウンシルによる独自の「英語教育情報センター (English Teaching Information Centre: ETIC)」の設立によって具体化した。ETIC は世界中の ELT に関する未刊行のものを含む膨大な資料を所蔵する素晴らしい言語教育図書館を備えて、1986 年にブリティッシュ・カウンシルの内部情報局に再編されるまでの四半世紀にわたり、ブリティッシュ・カウンシルの ELT 専門職員や ELT に携わる人々の役に立つことになった。結果として、情報は中心に集約され、イギリス以外のコモンウェルス諸国は周辺の地位に固定されることになった。ブリティッシュ・カウンシルが率先して設立したこのセンターにより、イギリス人研究者や行政官、イギリスの出版社は、周辺の同僚たちとは比較にならないほど、あらゆる周辺で行われていた ELT の情報を入手することができた。情報の収集や発信、研究プロジェクトの立案、戦略の策定は公平に共同で行われることはなく、周辺の利益は無視された。

フィリプソンはなぜか触れていないが、報告書には CELIC とは別組織の「地域英語部門 (regional English language departments)」が提案されている。こちらは勧告まで上がってきていないが、「地域を基盤とすることを優先」し「ローカルなレベルで刺激的な効果」を持たせるために「大きな需要」がある「当分野での実験研究」として、さらにはコモンウェルス内の「世界のある地域で得られた多くの成果が他の地域にも応用される必要」として、「コモンウェルス内で、たとえば、アラハバード、ハイデラバード[以上インド]、ラホール[パキスタン]、ナイロビ[アフリカのケニア]、ウェリントン[ニュージーランド]といったところで地域英語部門が設立されることを、大いなる関心を持って注記しておく」と述べられている。

今のところ研究がないためもあるが、この周辺(インド、パキスタン、ケニア)を拠点とする「地域英語部門」のその後については知られていない。「コモンウェルス英語情報センター (CELIC)」が「英語教育情報センター (ETIC)」として設立されたのでこちらは無視されたのかなども不明である。いずれにせよ、こちらの周辺を拠点とした「地域英語部門」は結局無視された可能性が強い。

ETIC という機関が短期間のうちに設立されて、それが中心の中心たるイギリスだけに関連情報が集中する機関になった。一方、周辺に置かれて、コモンウェルス内の個々の「地域」や「ローカル」の視点から、コモンウェルス内での対等な情報交換のための機関の設立を目指した「地域英語部門」の行方は不明である。こうした状況は、英語を媒介とする権力論からすると、コモンウェルス内の中心による周辺支配の帝国主義的な権力構造の構築につながったということになろう。

上記のように報告書の勧告の一つには「中央試験サービス」もあった。報告書にいう「中央試験サービス」とは周辺の現場にいる教師が多忙などのために「客観テスト」の試験問題の提供と現地の問題作成者の訓練を行うことによって、周辺の試験作成と試験実施に介入するために創設される機関に他ならない。中心と周辺からなる全体の構造を問題とする時に、世界的な試験はこうした構造をさらに締め付けるハードな制度であると思われ、欠かせないテーマになるにもかかわらず、フィリプソンはこれにも一言も触れていない。

報告書は、カリキュラムや教育方法の形成に強い影響力を行使する「公的な試験」をさらに充実させていくことも勧告されている。ただし、公的な試験を受けた世界じゅうの受験者の回答から得られた有益な情報は、今のところ詳細な分析がなされないために無視されているが、これからはこれまでに獲得された情報は教育システムにフィードバックする必要がある、これが「試験実施機関 [examining bodies]」の重要な活動となる、としている。「試験実施機関」については、この章では具体的な機関名は挙げられていないものの、報告書の冒頭には「ケンブリッジ大学ローカル試験理事会」が作成し採点して、グレート・ブリテン以外の国々で多くの場合母語を英語としない受験者が受ける「公的な試験」として、「ケンブリッジ海外学校検定試験」およびその上位の「ケンブリッジ海外高等学校検定試験」が挙げられている。

こうした「中央試験サービス」や公的な試験の「実施機関」は、先の CELIC と類似するが、目的を試験問題のストックや試験問題に関する情報の分析に特化している点では相違している。「中央試験サービス」がその後どうなったかは今のところ不明であるが、少なくともその本部は CELIC と同じように文字通り「中央」におかれて「周辺」に試験問題を供給機関になることが期待されたにちがいない。一方、公的な試験の実施機関は、これからというより、ケンブリッジ検定試験のようにすでに存在している機関であるが、試験制度はすでにあるもののその試験結果の分析がなされていないので、それを分析して情報をコモンウェルス内で共有すべきというのが勧告内容であった。こうした世界的な検定試験は、「グレート・ブリテン以外の国々」からなる「周辺」にいる「世界じゅうの受験者」「母語を英語としない受験者」を対象に、中心（「グレート・ブリテン」のケンブリッジ）の問題作成者が課するために、中心が周辺を支配する「構造」をさらに締め付ける。この「構造」内にあるのは、CELIC のような単なる「英語」の情報よりも「英語の試験」の情報の方が、試験＝強大な知識の権力としての力を発揮する可能性があるからである。以下のような研究も存在する。A. J. Stockwell, 'Examinations and Empire: the Cambridge Certificate in the Colonies, 1857-1957,' in J. A. Mangan, ed., *Making Imperial Mentalities: Socialisation and British Imperialism*, Manchester: Manchester University Press, 1990.

ただし、いったんこの構造に巻き込まれてしまった以上、試験からは容易には免れ得ないものの、報告書はここでも「公的な試験は異なる地域性に応じた応用が必要である」「試験

には「規範」が必要なが地域によって偏差があるのは当然である」、「特定の地域の様々な需要を適切に考慮すべきである」と現地地域の事情への配慮を繰り返し促している。これは「中央試験サービス」に関して言及された、地域のシラバスへの配慮や地域ごとの分類、適切な段階などへの配慮と同様である。

割田聖史「プロイセン言語令の成立に関する研究」

本研究課題における割田の研究対象は、1876年に成立した「国家官僚・政治団体の業務語に関する法律」(*Gesetz, betreffend die Geschäftssprache der Behörden, Beamten und politischen Körperschaften des Staats.*) (以下、言語令と略す)である。この法律は、プロイセンにおける公用語(*Geschäftssprache*)をドイツ語と定めたものである。

プロイセンは元来、多民族・多言語国家であった。プロイセン国家全体で見れば、ドイツ語話者が多数派であったが、ドイツ語話者のほかに、ポーランド語やデンマーク語の話者が居住していた。特に、ポーランド語話者は、東部諸州に多く、そのうちのポーゼン州に限って言えば、ポーランド語話者が多数派でもあった。そのため、プロイセンの諸地域は、王権による紐帯によって結び付けられていたが、1848年革命期には、全国議会や憲法が導入される際に、プロイセンがドイツ国家であるということが意識されることとなる。

言語令に関する先行研究として、まず挙げられるのは、シーダー『国民国家としてのドイツ帝国』(*Theodor Shieder, Das deutsche Kaiserreich von 1871 als Nationalstaat (Köln und Opladen, 1961).*)である。特に本書に付されている言語令成立に関する資料は、本研究も負うところが大きい。

本研究は、言語令成立の際のプロイセン議会における議論を分析することで、言語令をめぐる多様な立場や見解を明らかにすることである。

そのため、使用する史料は、プロイセン議会の上院および下院の議事録となる。言語令に関する議論は、上院では1873年に、下院では1876年に行われた。特に、下院においては大きな議論となった。

言語令は、1876年8月28日に布告された。この言語令は、全11条から成る。条文の概要は以下の通りである。

第1条 ドイツ語は国家のすべての官僚・政治団体の唯一の業務語である。官僚・政治団体との文書のやり取りはドイツ語で行われる。

第2条 他の言語で作成された個人から出された書面の請願は、緊急の場合、考慮される。考慮されない場合、差し戻され、ドイツ語で再び提出される。

第3条 20年の猶予規定

第4条～第8条 裁判の際の通訳に関する規定

第9条 第4条～第8条は官僚との会合でも適用されること

第10条 廃止規定

第11条 存続規定

第12条 すでに宣誓を行った通訳者は再度の宣誓は必要ないこと

言語令の構成を見ると明らかなように、第4条以降は通訳の運用の問題であり、本質的な内容は第1条から第3条である。特に、第1条が、ドイツ語を業務語とするという原則重要な争点となった。

第3条については、1876年8月28日の同日に、当面5年間、ドイツ語と並んで使用される言語が挙げられている。これによれば、ポーランド語、リトアニア語、デンマーク語、フランス語に猶予期間が与えられた (*Gesetzsammlung für die Königlichen Preussischen Staaten* 1876, S.389-394.)。

ここで、プロイセン議会における言語令をめぐる議論に立ち戻る。上述したように、言語令の本質は第1条にある。そのため、第1条をめぐる議論が戦われた。ここでは、プロイセン下院における議論の概要のみを示す。

内相オイレンブルクと法相レオンハルトの名で、1876年1月13日付で言語令に関する草案の動議が行われた。草案において、第1条は成立した条文と同じであった。草案の第2章は、成立した条文の第3条に当たるが、猶予期間は10年とされていた。原則の問題としては第1条が、猶予期間の長さについて第2条が議論の対象となった。

動議においては以下が示された。「言語はまず第一に、国民の固有の生活が現れる現象である。それゆえに、国民的な特徴 (*das nationale Gepräge*) を重視する国家は、公的生活全体において、その統一性の象徴として国民語 (*Nationalsprache*) を使用しなければならない。その国家が国境内に異なる言語を話す住民を含む場合、後者 (他言語の住民) が自分の言葉を形成し使用する自由に配慮することは、その言語を同等の権利を持つ国家語 (*Staatssprache*) として承認することにはつながらない。／プロイセン国家の人口は圧倒的にドイツ人 (*Nationalität*) が多く、領土内の非ドイツ人はポーランド人、リトアニア人、デンマーク人、ウェンズ人、チェコ人、ワロン人など約12%に過ぎない。しかし、ドイツ語はいたるところで小学校の義務教育の対象となっているため、彼らの多数は、多かれ少なかれドイツ語に精通している。ドイツ人が圧倒的に多いことがプロイセン国家の国民的特徴を表しているが、従来の法律においては、ドイツ語を公用語 (*die öffentliche Geschäftssprache*) とみなすという原則が一般的かつ明確に確立されているわけではない」 (*Anlagen zu den Stenographischen Berichten über die Verhandlungen des Hauses der Abgeordneten während der 3.Session der 12. Legislatur=Periode 1876*, Bd.1, S.9-14.)。

これが言語令制定の意図であるといえる。要約すれば、第一に、国民国家は、公的生活全

体において「統一性の象徴」として「国民語 (Nationalsprache)」を使用しなければならないということ、第二に、国民語以外の言語は、配慮されたとしても、「国家語 (Staatssprache)」となることはないと示されている。そのうえで、プロイセンにおける「国民語」かつ「国家語」は、ドイツ語であると「原則」が定められた。

こののち、1876年3月7日にプロイセン議会下院において、言語令草案の第一読会が行われ、第二読会は5月13日および5月15日に行われた。

ポーランド党の議員などからは反対意見が続出したが、最終的には、5月15日に言語令は議会において承認された。

このプロイセン言語令制定をめぐるの議論において明らかになったのは、多民族国家であるプロイセンの「ドイツ化」への意図であった。プロイセンの「ドイツ化」は、1848年革命のプロイセン国民議会における議論ですでに明らかになっていたが、ドイツ帝国統一と連動して、1876年の時点において、ドイツ語をプロイセンの「国民語」「国家語」に規定したということにおいて、プロイセンの「ドイツ化」の傾向は一層進展し、これによってプロイセン国家内における「マイノリティ」「他者」が生じることとなり、ポーランド語話者は実質的に「二級市民」となることとなる。さらに、このことは、プロイセン東部のポーランド人地域が「辺境」と位置付けられていく契機となったのである。

プロジェクトの総括

本研究プロジェクトは、近代ヨーロッパ諸国家によって「辺境」とされた地域における言語の諸相、特に、国家と現地との不均衡な権力関係について明らかにした。このような視点は、帝国・国民国家・地域に関する今後の研究を豊かにすることが予測される。

本研究プロジェクトの研究期間は、COVID-19の感染拡大により、移動制限などが行われた時期に当たっている。今後も同様な事態が生じる可能性もあることから、このような非常事態における研究プロジェクトの進め方については、多方面から検討しなければならないだろう。